



長野県報

9月22日(木)
令和4年
(2022年)
第341号

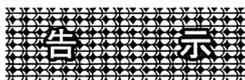
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	1
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等変更の届出(会計課).....	2
長野県収入証紙売りさばき場所変更の届出(会計課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

公告

企画提案公募(プロポーザル)(DX推進課デジタルインフラ整備室).....	5
土地改良区連合の定款変更の認可(農地整備課).....	6
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	6
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課).....	7
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	8
令和3年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針(監査委員事務局).....	10
特定調達契約に係る落札者の決定(障がい者支援課).....	14



長野県告示第493号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
諏訪市(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第494号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第495号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡下條村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下條村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第496号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和4年9月7日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和4年9月22日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	長野県立大学生生活協同組合	長野県長野市三輪8-49-7	長野県長野市三輪8-49-7 長野県立大学生生活協同組合
旧	長野県短期大学生生活協同組合		長野県長野市三輪8-49-7 長野県短期大学生生活協同組合

会 計 課

長野県告示第497号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和4年9月7日、次のとおり売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和4年9月22日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	大北農業協同組合	長野県大町市大町字光明寺3091-1	長野県大町市常盤3570-5 大北農業協同組合ときわ事業所
旧			長野県大町市常盤3570-5 大北農業協同組合ときわ支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	大北農業協同組合	長野県大町市大町字光明寺3091-1	長野県北安曇郡池田町会染5098-1 大北農業協同組合池田支所
旧			長野県北安曇郡池田町会染5098-1 大北農業協同組合会染支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	大北農業協同組合	長野県大町市大町字光明寺3091-1	長野県北安曇郡池田町池田4276-2 大北農業協同組合池田北事業所
旧			長野県北安曇郡池田町池田4276-2 大北農業協同組合池田支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	大北農業協同組合	長野県大町市大町字光明寺3091-1	長野県北安曇郡白馬村神城21494 大北農業協同組合神城事業所
旧			長野県北安曇郡白馬村神城21494 大北農業協同組合神城支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	大北農業協同組合	長野県大町市大町字光明寺3091-1	長野県大町市平8940 大北農業協同組合平事業所
旧			長野県大町市平8940 大北農業協同組合平支所

会 計 課

長野県佐久建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年10月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年9月22日

長野県佐久建設事務所長 小林 敏 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梓山海ノ口線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡南牧村大字海ノ口字大久保1962番の4地先から 南佐久郡南牧村大字海ノ口字上ふな沢1974番の6地先まで	旧	m 7.6 ~ 18.1	km 0.3560
同 上	新	9.4 ~ 48.6	0.2660

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年10月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年9月22日

長野県松本建設事務所長 藤 本 濟

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 158号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市大字新村字原畑673番の1地先から 松本市大字和田字道下3335番の9地先まで	旧	m 30.0 ~ 57.3	km 0.3100
同 上	新	53.9 ~ 69.3	0.3100

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年10月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年9月22日

長野県飯田建設事務所長 太 田 茂 登

- 1 路線名 下条米川飯田線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡喬木村富田12384番の2地先から
下伊那郡喬木村富田12633番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年9月22日

道路管理課